一般用医薬品のネット販売に関する署名活動中止の要望並びに質問書

2008年12月22日

楽天株式会社 代表取締役 三木谷 浩史 殿

全国薬害被害者団体連絡協議会 代表世話人 花井 十伍

MMR (新3種混合ワクチン) 被害児を救援する会

大阪HIV薬害訴訟原告団 財団法人 いしずえ

(サリドマイド福祉センター)

財団法人 京都スモン基金

薬害筋短縮症の会

薬害ヤコブ病被害者・弁護団全国連絡会議 特定非営利活動法人

陣痛促進剤による被害を考える会

スモンの会全国連絡協議会

東京HIV訴訟原告団

薬害肝炎全国原告団

イレッサ薬害被害者の会

SJS 患者会 代表 湯浅和恵 全国消費者協会連合会 事務局長 長見 萬里野

全国地域婦人団体連絡協議会 会長 中畔 都舎子

社団法人

日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント協会

特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟 会長 川島 霞子

医薬品·治療研究会 代表 別府 宏圀

医薬ビジランスセンター 理事長 浜 六郎

薬害対策弁護士連絡会 代表 豊田 誠

薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣

<要望事項>

「対面販売でないことを起因とする健康被害の実例は1件も確認されていません」として呼びかけている署名活動を直ちに中止してください。

<質問事項>

- 1 貴社は、楽天市場内の医薬品販売サイトにおける不適切な販売事例や、 購入者に健康被害を生じた事例について、どのような情報収集態勢をとら れていますか。
- 2 貴社において、楽天市場内の医薬品販売サイトにおける不適切販売事例 や健康被害事例を把握した場合、どのような対応をとられていますか。
- 3 貴社は、本件被害事例について、事件発生当時、事実を把握していましたか。把握していた場合、どのような経路で情報を入手しましたか。また、これをうけてどのような安全対策をとりましたか。
- 4 本件被害事例が存在していたにもかかわらず、貴社が、「対面販売でないことを起因とする健康被害の実例は1件も確認されていません」として 署名の呼びかけを行った理由ないし原因を明らかにしてください。
- 5 楽天市場内の医薬品販売サイトでは、医薬品を購入するに際し、購入者が年齢や生年月日を入力することなく注文を送信できるものが少なくありません。この点に関する貴社の見解を明らかにしてください。
- 6 楽天市場内には、現在もなお、本件被害事例と同様に、厚生労働省通知 (平成16年9月3日薬食監麻発第0903013号)に違反した医薬品販売を行っている医薬品販売サイトが多数存在しますが、この点に関する貴社の見解を明らかにしてください。

<要望及び質問の理由>

1 2006年5月、当時19歳の少年が、貴社の医薬品販売サイトにおいて、 催眠鎮静剤(1箱12錠入り)を24箱購入し、他2店店頭からの購入分6 箱をあわせて服用して自殺を図り、一命は取り留めたものの、両足関節機能 全廃の後遺障害により身体障害者等級2級の認定を受けたという健康被害実 例(「以下「本件被害実例」といいます」が明らかになりました。

医薬品の販売に当たっては、乱用目的や不適正使用に対する対応も視野に 入れた管理と安全性確保が求められています。

本件鎮静剤については、年間複数の自殺目的の乱用が報告されており、製造会社は、長期連用、過量服用及び未成年者の乱用防止を目的として、販売店に対し、販売を1人1箱に限ることや未成年者(18歳未満)には販売し

ないことなどを求めていましたが、本件医薬品販売サイトでは、購入者の年 齢確認さえ行わず、24箱(288錠)を一度に売却送付しました。

このような危険性のある医薬品を、19歳の少年に対し24箱も販売するということは、購入者が若年者であることが一目で把握できる店頭の対面販売では考えられません。

また、少年は、当初店頭での購入を試みたものの、そもそも本件鎮静剤を取り扱っていない店舗が多かった上、1店舗での大量購入は不可能であったことから、2店舗で計6個を購入できたに止まり、あきらめかけていたところ、ネットで容易に大量購入できたことから自殺決行に至ったものです。

したがって、本件被害事例は、まさに「対面販売でないことを起因とする 健康被害の実例」であると言えます。

しかし、貴社は、本件被害事例が新聞報道された2008年12月17日 以降も、一般用医薬品のインターネット販売を広く認めることを求める署名 サイト(https://common2.rakuten.co.jp/form/medicine/net_signature/) において、「対面 販売でないことを起因とする健康被害の実例は1件も確認されていません」 として署名を呼びかけています(2008年12月22日現在)。

これは、事実に反し、署名者の意思決定に不当な影響を及ぼすものでありますので、中止すべきです。

- 2 副作用被害をはじめとする、医薬品に起因する健康被害については、公に 把握されない「暗数」が多く、積極的な調査・情報収集措置をとらない限り その実態を把握できないことは、医薬品の安全対策を行う者にとって常識で す。本件被害実例がありながら、「対面販売でないことを起因とする健康被 害の実例は1件も確認されていません」として呼びかけを行っていることに 照らしても、貴社が、これまでに十分な安全監視を行ってきたのか疑問があ ります。
- 3 現に、以下の点が明かになっています。
- (1)2008年12月17日の時点で、楽天市場内に本件鎮静剤を販売する 医薬品販売サイトが4サイト確認され、うち1サイトでは、販売個数の制 限が明示されておらず、本件被害事例と同様の24箱の注文を送信するこ とが可能となっていました。
- (2)一般用医薬品の中には、本件鎮静剤以外にも、若年者による乱用が懸念される医薬品が存在し、高齢者の服用に注意を要する医薬品など、販売にあたり購入者の年齢に配慮を要する医薬品は多数存在します。店頭の対面販売の場合、購入者のおおよその年齢を把握することができますが、それ

ができないネット販売では、購入者の年齢を申告してもらうことにより確認するしかありません。しかし、私たちが楽天市場内の医薬品販売サイトを調査したところ、購入者が年齢や生年月日を入力することなく注文を送信できるサイトが少なくありませんでした。

(3)本件鎮静剤の販売は、そもそもインターネットでの一般用医薬品の販売が認められる薬効群を限定した「医薬品のインターネットによる通信販売について」と題する平成16年9月3日付厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知(薬食監麻発第0903013号)に反します(本件被害事例で鎮静剤のネット販売を行った医薬品販売サイトの運営者は、上記通知に反することを理由に、当時所管県の行政指導を受けています)。

貴社は、本件被害事例が新聞報道された2008年12月17日、本件 鎮静剤の販売を即刻中止する旨のコメントを発表されていますが、楽天市 場内には、現在もなお、上記通知に違反して一般用医薬品を販売するサイトが多数存在しております。

4 以上により、一般用医薬品販売の安全性を確保する趣旨から、前記のと おり要望並びに質問致します。

以上